

とやま中央会 FAX 情報

2021. 5. 17 発行 №607

令和3年度諸制度改正に伴う専門家派遣等事業のご案内

本会では、諸制度改正に関連した組合等の様々な課題に対応するため、講習会の開催や専門家の派遣を行います。税制、労働法制等の法改正への対応のほか、新型コロナウイルス感染拡大への対応、事業再構築等の幅広い課題が対象となります。

無料でご利用ができ、Zoomによるリモート相談にも応じますので、お気軽にご相談ください。

1. 対象となる課題

消費税等の税制、働き方改革関連法、民法等の制度改正、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響、BCP策定等の事業継続力強化、デジタル化、生産性拡大、事業再構築、事業承継等

2. 専門家

税理士、公認会計士、弁護士、社会保険労務士、中小企業診断士、ITコーディネータ、経営コンサルタント等

3. 昨年度の派遣テーマの例

(事例1)

組合共同事業にかかる消費税インボイス方式への対策(税理士派遣)(建設業組合)

(事例2)

働き方改革に対応した就業規則の改正(社会保険労務士派遣)(製造業組合 他)

(事例3)

民法改正に伴う組合員との契約見直し(弁護士派遣)(小売業組合)

4. お問い合わせ

富山県中小企業団体中央会 流通・労働支援課

TEL. 076-424-3686

FAX. 076-422-0835

下記URLより「専門家派遣申込書」をダウンロードいただき、必要事項をご記入のうえ、FAX

Xにてお申込みください。

<https://www.chuokai-toyama.or.jp/aeaoGY>

◇ 令和3年度 富山県中小企業等外国出願支援事業の公募について

公益財団法人富山県新世紀産業機構では、優れた技術や製品等を海外に展開するために、知的財産権を広く活用しようとする県内中小企業等が行う外国出願(特許、実用新案、意匠、商標(冒認対策商標を含む))に必要な経費の一部を助成する中小企業等外国出願支援事業を実施します。

1. 助成対象者

申請にあたり、以下のすべての条件を満たしていることが必要です。

- (1) 富山県内に主たる事業所を有する中小企業者またはそれらの中小企業者で構成されるグループ
- (2) 外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力が得られる中小企業者、または自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合には同等の書類を提出できる中小企業者等
- (3) 本助成金の交付を受ける外国特許庁への

出願と外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の出願人名義が同一である中小企業者等
(4) 実施要領第23条に基づき、査定状況報告書の提出及び国及び当機構等が行う補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に対し、協力する中小企業者等

(5) 暴力団関係企業、違法な行為または不正な行為を行った中小企業者、その他当機構が不適当と判断する中小企業者でないこと。

※実施要領は下記よりダウンロードが可能です。

https://www.tonio.or.jp/cms/wp-content/uploads/2021_01-2_Gaikoku_Implementation-print.pdf

2. 助成対象となる外国出願

(1) 外国特許庁への特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標出願

(2) 当事業への応募段階において、日本国特許庁へ既に特許出願等（PCT出願を含む。）を行っており、次のいずれかの方法より外国特許庁へ同一内容の出願を行う予定の中小企業者等であること

- ・パリ条約等に基づく、外国特許庁への出願
- ・PCT国際出願における、各国への国内移行にかかる外国特許庁への出願
- ・ハーグ協定に基づく、外国特許庁への出願
- ・マドリッド協定協議書に基づく、外国特許庁への出願

(3) 交付決定日以降、令和3年12月31日（金）までに外国特許庁への出願、または指定国への国内移行に係る事務手続きが全て完了するもの

3. 助成対象期間

助成金交付決定日から令和3年12月31日

（金）まで

4. 助成対象経費

外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用

5. 助成額・助成率

(1) 特許出願

助成額：150万円・助成率1/2以内

(2) 実用新案・意匠・商標登録出願

助成額：60万円・助成率1/2以内

(3) 冒認対策商標登録出願

助成額：30万円・助成率1/2以内

6. 申請受付期間

令和3年5月13日（木）～6月14日（月）

17時必着

7. 申請方法

下記URLより申請手続き（交付要綱・実施要領及び募集案内）を確認のうえ、申請書類等（交付申請書（添付書類含む）、資金計画）を公益財団法人富山県新世紀産業機構へ郵送もしくは持参してください。

なお今年度より電子申請システム（jGrants：Jグランツ）を併用することも可能となっております。

<https://www.tonio.or.jp/josei/2021-1tokkyoshien/>

8. 申請先・お問い合わせ先

公益財団法人富山県新世紀産業機構

イノベーション推進センター 連携促進課

〒930-0866 富山市高田529番地

富山技術交流ビル1F

TEL. 076-444-5606

FAX. 076-433-4207

◇ 外国人材待機費用支援補助金制度のご案内

元気いっぱいのファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

富山県では、県内中小企業等が、海外から外国人材を受け入れる際に新型コロナウイルス感染症に関する国の水際対策として実施されている14日間のホテル等での待機費用を支援します。

1. 補助対象者

(1) 県内の事業所に外国人材を受け入れる中小企業事業主

(2) (1) で雇用される外国人技能実習生を受け入れた監理団体

※監理団体を通じて外国人材を受け入れた場合、(1)、(2)のうち、現に費用を負担した一方のみを補助対象者とします。

2. 補助対象となる外国人

下記条件(1)～(3)をすべて満たすもの。

(1) 在留資格が次のいずれかであること

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習

(2) 県内の事業所に雇用されること

(3) 令和3年2月11日以降に入国した者であること

3. 補助対象経費

国の水際対策として外国人をホテルなどに宿泊させる際の費用(上限15泊)

※消費税及び地方消費税の額は除きます。

4. 補助率・補助上限額

補助率：宿泊費の1/2以内(千円未満切捨て)

補助上限額：一人あたり45,000円まで

※1泊あたり3,000円(上限)×15泊(上限宿泊日数)

5. 補助対象期間

令和3年2月11日(木)～6月30日(水)

6. 申請受付期間

令和3年5月7日(金)～11月30日(火)

消印有効

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否解除の状況により補助対象期間及び申請受付期間を変更することがあります。

7. 申請方法

申請書類を次の宛先に「郵送」してください。(簡易書留など、郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。)

なお、申請書類の到達の有無に関するお問合せについては、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

<宛先>〒930-8501 (住所記載不要)

富山県労働政策課雇用推進班

外国人材待機費用支援補助金担当

切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載ください。郵送のみ受け付けます。新型コロナウイルス感染症のリスク拡大につながりますので、持参による申請は受け付けておりません。

下記URLより申請に必要な書類等を入手することができます。

<https://www.pref.toyama.jp/1303/sangyou/roudou/roudoukoyou/gaikokujintaikihiyou.html>

8. お問い合わせ先

富山県商工労働部労働政策課雇用推進班

TEL. 076-444-8897

FAX. 076-444-4405

◇ 新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口を開設しています

富山労働局では、事業主の方でも、労働者の方でも、新型コロナウイルス感染症に関わる労働相談(解雇、休業等)に対応しています。お気軽にご利用ください。

相談窓口

・富山労働局 雇用環境・均等室

(富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階)

TEL. 076-432-2740

開設時間 9時～17時(土・日・祝日除く)

・富山労働基準監督署 総合労働相談コーナー

(富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎2階)

TEL. 076-415-8733

開設時間 9時～17時 (土・日・祝日除く)

・富山公共職業安定所 (富山市奥田新町45)

TEL. (代表) 076-431-8609

部門コード 31#

開設時間 9時～17時 (土・日・祝日除く)

【労働者派遣法に関わる「派遣労働者相談窓口」】

・富山労働局 職業安定部 需給調整事業室

(富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎6階)

TEL. 076-432-2718

開設時間 8時30分～17時15分

(土・日・祝日除く)

【母性健康管理措置に係る特別相談窓口】

・富山労働局 雇用環境・均等室

(富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階)

TEL. 076-432-2740

開設時間 8時30分～17時15分

(土・日・祝日除く)

【小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口】

・富山労働局 雇用環境・均等室

(富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階)

TEL. 076-432-2740

開設時間 8時30分～17時15分

(土・日・祝日除く)

★雇用調整助成金については

雇用調整助成金の制度説明や相談は次の窓口で行っております。

なお、申請書等の受付は助成金センターのみとなっておりますのでご注意ください。

○助成金センター

富山市神通本町1-6-9 MIPSビル6階

TEL. 076-432-9162

受付時間 8時45分～17時15分

(土・日・祝日除く)

相談窓口が込み合っているため、窓口での相談は予約制としております。

○各公共職業安定所

受付時間8時30分～17時15分

(土・日・祝日除く)

○富山公共職業安定所

TEL. 076-431-8609

○高岡公共職業安定所

TEL. 0766-21-1515

○魚津公共職業安定所

TEL. 0765-24-0365

○砺波公共職業安定所

TEL. 0763-32-2914

○滑川公共職業安定所

TEL. 076-475-0324

○氷見公共職業安定所

TEL. 0766-74-0445

◇ 第66回令和3年度通常総会の開催について

本会では第66回通常総会を下記の通り開催しますので、会員の皆様のご出席をお願いいたします。別途、開催案内を郵送いたします。

1. 開催日時 令和3年5月26日(水)
14時～
2. 開催場所 ANAクラウンプラザホテル
(富山市大手町2-3)
3. お問い合わせ先
富山県中小企業団体中央会 総務課
TEL. 076-424-3686



発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階
URL. <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835